

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会	訪問調査日:2021年6月25日
------------------	------------------

②施設・事業所情報

名称： 保育園与那原ベアーズ	種別： 保育所
代表者氏名： 兼城 葉子	定員（利用人数）： 100（84）名
所在地： 与那原町字与那原 1186-1	
TEL： 098-975-7557	ホームページ https://sfg21.com/vonabaru/
【施設・事業所の概要】	
開設年月日： 2017年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 尚徳福祉会	
職員数	常勤職員： 13 名 非常勤職員 15 名
専門職員	(専門職の名称)
	保育士 16 名 栄養士 1 名
	幼稚園教諭 1 名 子育て支援員 2 名
施設・設備の概要	保育室（5）、子育て支援室、一時保育室、園庭、厨房、事務室 医務室、沐浴室、調乳室、監視カメラ、玄関オートロック

③理念・基本方針

<p>保育理念</p> <ol style="list-style-type: none">① 子どもたち一人ひとりの人権と主体性を尊重しながら健やかな成長、発達を保障します。② 保護者や地域と力を合わせ、子どもの最善の利益と福祉を増進し、あわせて地域に於ける家庭援助を行います。③ 職員は、子どもたちを心豊かに受容しながら保育の質の向上を図ります。 <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none">① 子どもが中心の子どものための保育を進めていきます。② 子どもが自分で考え、判断し、行動できるように支援していきます。③ すべての保護者との信頼関係を築き、家庭との連携を取る中で子どもが安心できるように支援していきます。④ 子育て支援活動事業や地域活動事業等、様々な体験を通して豊かな感性、社会性を育みます。
--

④施設・事業所の特徴的な取組

保育園与那原ベアーズは、平成29年4月に与那原町の待機児童解消の目的を受けて開設された。運営主体である社会福祉法人尚徳福祉会は平成8年に設立認可を受け、現在は鳥取県米子市を拠点に、保育所や認定こども園、高齢者施設等多岐に亘る事業を展開している。法人の方針として第三者評価を定期的に受審し、サービスの質の向上を図ることが運営規程にも記載されている。

保育園では、「子どもたち一人ひとりの人権と主体性を尊重する」事を第一に掲げ、「子どもが中心の子どものための保育」、「子どもが自分で考え、判断し、行動できる」ような支援に取り組んでいる。職員は、子どもの好きなこと、やりたいことを尊重し、逆に苦手なこと、嫌がることを無理強いしない姿勢を徹底している。

園舎は2階建てで広々として窓も多く、日差しが入る明るい環境になっている。子どもたちは年齢毎にそれぞれのクラスに分かれているが、隣のクラスへいつでも行き来できる扉もあり、子どもたちが自由に、快適に過ごせる環境が整えられている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2020年10月13日（契約日）～
	2021年9月30日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	初回受審

⑥総評

◇特に評価の高い点

1) 食育を通して子どもたちの主体的な考え、決定権につなげる活動に取り組んでいる。

園では、「子どもたちの人権と主体的な考えを尊重しながら健やかな成長、発達を保障する」という保育理念のもと、食事面でも子どもの主体性を尊重して「食べたいものから先に食べていいんだよ」と声かけるようにしている。「おかわりが自由で好きな物から食べてよい」という雰囲気のもと、食事を楽しむ環境が提供されている。又、食物アレルギーのある子どものおかわりも常に用意し、子どもの主体的な考え、決定権につなげるために日々の食育で取り組んでいる。

2) 特注の午睡用寝具を準備し、事故の予防並びに保護者の負担軽減に取り組んでいる。

子どもの健康管理において、午睡用の寝具として弾力性や通気性を工夫したうつ伏せ寝事故防止のための特注マットレスを用意している。保護者が週末をはさんで午睡用寝具を持ち運ぶ負担も軽減されており、園児全員分のマットレスを用意し事故の防止並びに保護者支援につなげている。

3) 防災、防犯に備えて、ハード・ソフト両面における有効な整備がなされている。

定期的な避難訓練と共に、地域の立地条件などを踏まえて避難ルートを散歩コースに取り入れられたり、災害に備えた備蓄リストを定期的にチェック・管理するなど、日常的に防災について意識した取組みがなされている。年1回11月に開催される町内合同での防災訓練では、行政や地域住民とも協働した取組みを実施している。また、玄関のオートロックや監視カメラの設置など、不審者対策として有効な設備が備えられている。

◇改善を求められる点

1) 各種マニュアル等の周知・活用の促進が望まれる。

園では、職員の業務マニュアルやボランティア受け入れに関するマニュアル等各種マニュアルが整備されているが、職員は十分に活用できてない部分が見受けられる。今後は整備されている各種マニュアルやガイドライン等を、日々の保育実践の場で新人保育士でも有効に活用できるように工夫が望まれる。

2) 各事業所と法人の情報の活用が期待される。

教育・保育の質の向上に役立つ個々の職員の自己評価については、法人独自の自己評価表を使用して園長が取りまとめて法人に提出することで人事考課に繋げる仕組みになっており、事業所単位でも振り返りの資料として共有することで活用の幅が拡げられるものと考えられる。また、法人本部や同一法人の事業所が県外に所在しており、法人と各事業所間では事業経営や研修といった質の保証に係る情報共有や連携がなされている。今後は法人の強みを活かし、他県の事業所（保育園）同士でも効果的な保育実践等の情報交換を行うなど更なる質の向上を図る取組に期待したい。

3) より効果的な人材の確保、育成の取組が期待される。

保育園では、延長保育や地域に向けての園庭・保育室開放や育児相談、講座、交流保育等の活動を計画しているが、職員体制が不十分なために活動が実施できない状況が続いている。今年度は昨年度より追加した配置ができていますが、事業計画を進めるためにもゆとりある配置が望まれる。また、課題解決等に向けての職員参画体制を作るためにも、今後とも継続してより効果的な人材確保、育成の取組が期待される。

4) 園独自の中・長期計画を策定し、単年度の事業計画へ反映させることが望まれる。

中・長期計画については、法人で短期、中期、長期の計画が策定されており、職員への周知が図られている。法人の計画に当保育園に関する具体的な計画は含まれていないので、今後は、理念や基本方針の実現に向けて園独自に施設の整備や組織体制、職員体制、保育の内容等について、中・長期計画を策定することが望まれる。併せて、単年度の事業計画に中・長期計画の内容を反映させることが望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

開園して5年目ですが、第三者評価を初めて受審する事で、中・長期計画が策定できていない事や、各種マニュアル等をもっと活用していくべきだと具体的に知る良い機会となりました。不安もありましたが、受審したことで改善しなければならないと意識するようになりました。今後も課題を見つけながら利用者の安心、安全を実現するために、人材確保、職員の資質向上に努めて参りたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

共通

評価項目		評価結果
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
判断基準	a 法人（保育所）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、利用者等への周知が図られている。	
	b 法人（保育所）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c 法人（保育所）の理念、基本方針が明文化や職員への周知がされていない。	
コメント	理念や基本方針は明文化され、パンフレットやホームページ等に記載され公開されている。玄関にも掲示されており「子ども一人ひとりの人権と主体性を尊重した保育」に取り組んでいる。職員に対しては入職時と4月の職務会で周知を図っており、保護者に対しては、入園説明会で「保育園のしおり」を活用して説明している。今後は、理念や基本方針について職員の理解が深まるよう、月々の職務会等でも読み合わせるなどの取組が望まれる。	
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
判断基準	a 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
コメント	園長は与那原町子育て支援課主催の園長会等に参加し、園長間で与那原町の福祉政策や待機児童の状況等の情報交換を行い、具体的な地域の情報収集、分析に努めている。また、事務局や理事長から保育園運営に関する課題や社会福祉事業全般の情報が提供されている。今後は、園の経営状況や運営課題を的確に把握し分析するためにも、委託している税理士や社労士等からアドバイスを受ける等の工夫が望まれる。	
3	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
判断基準	a 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
コメント	園長は保育園の経営状況や課題について法人に報告し、役員会で共有されている。昨年度より保育士の人材が十分に確保できず、その為に外部研修への参加、休憩時間の確保、地域支援活動等が課題となっていた。今後は、経営課題について職員と連携し、改善に向けて組織的に取り組んでいく体制作りが望まれる。	

評価項目		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	C
判断基準	a	経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
	b	経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していません、十分ではない。
	c	経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
コメント	中・長期計画については、法人で短期、中期、長期の計画が策定され、法人研修を通して職員にも説明がなされている。今後は保育園独自に施設の整備や組織体制、職員体制、保育の内容等について、理念や基本方針の実現に向けた中・長期計画を策定することが望まれる。併せて、計画実現のために財務面での数値目標を含めた計画策定が望まれる。	
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	C
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
コメント	単年度の事業計画は、主に「保育計画、保護者支援、保健衛生」からなり、職員に対しては「保育園のしおり」や全体的な計画、指導計画、研修、防災訓練などの計画をもとに説明している。今後は、新人職員でもわかりやすいように計画書をまとめ、整理する工夫が望まれる。又、保育園独自の中・長期計画を作成し、内容を反映した事業計画の策定が望まれる。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
コメント	事業計画は、園長・主任を中心に作成し、全体的な計画、指導面等の内容に関しては毎月のカリキュラム会議をもとに職員の意見を集約しながら進めている。開園時は行事が少なかったため保護者から行事を増やしてほしいとの要望があり、お遊戯会等の行事を取り入れた経緯がある。事業計画の策定や見直し等については職員への周知や理解を深めるための工夫が望まれる。	

評価項目		評価結果
7	事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b
判断基準	a 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c 事業計画を保護者等に周知していない。	
コメント	保護者に対しては、事業計画の主な内容については入園時に「保育園のしおり」を配布して説明している。又、毎月の「えんだより」に加えて、「各クラスだより」、「給食だより」、「ほけんだより」が毎月発行されており、園の情報が詳細に提供されている。今後は、事業計画の内容について保護者会や個別面談等でも説明していく取組が望まれる。	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
判断基準	a 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
コメント	教育・保育の質の向上に向けて、保育園の自己評価、保護者へのアンケート、職員個人の自己評価を年1回行なっている。個人の自己評価は園長が取りまとめて法人に提出し、人事考課に繋げる仕組みになっている。第三者評価については、運営規程で3年に1回受審し、その結果を公表すると記載されており全体的な計画の中でも外部の評価を積極的に活用すると記載されている。保育園の自己評価は園長・主任が行っているが、今後は職員参画のもとで組織的に分析・検討する為の体制作りが望まれる。	
9	評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a 評価結果を分析し、明確になった保育所として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしていない。	
コメント	園長は、保育園の自己評価の結果をまとめて課題を明らかにしている。明らかになった課題については、職員会議で職員に周知し情報共有している。今後は取り組むべき課題について職員参画のもとで改善策や改善実施計画等を話し合い、対策を進めていく為の取り組みが望まれる。	

評価項目		評価結果
II 組織の運営管理		
II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
判断基準	a 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
コメント	園長の役割や職務については、園長の職務規律の中で詳細に記載されており、園長不在時の権限委任については主任・副主任業務規律の中で明確に記載されている。今後は、園長の役割と責任について、会議や研修会において積極的に説明し理解を図るとともに、園だより等にも園長挨拶を掲載するなどの取り組みが望まれる。	
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
判断基準	a 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
コメント	園長は与那原町園長会の会議や研修会等に参加したり、自己研鑽することにより遵守すべき法令等の理解に努めている。職員に対しては、多岐に亘る法令等について職員各人の理解度が異なることを踏まえ定期的に研修会や会議等での周知を図り、正しい理解を促す取組が望まれる。	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
判断基準	a 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
コメント	園長は、教育・保育の質の現状について、保育園の自己評価や保護者アンケートを通して評価・分析し、課題を確認している。又、カリキュラム会議を毎月開催することで保育計画を振り返り、翌月の計画に繋げている。昨年度は、コロナ禍ということもあり外部研修の機会が少なかった。今後は、職員の教育・研修の充実を図り、保育の質の向上について職員の意見を集約・反映させていく取り組みが期待される。	

評価項目		評価結果
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
判断基準	a 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
コメント	園長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために、理事長に相談しながら人事、労務、財務等の分析を行っている。昨年度は常勤職員に負担がかかっていたが、今年度は法人内の県外の事業所から3名の職員が異動してきており、負担が軽減されている。産休・育休明けの職員も復帰しており、研修等にも派遣しやすい体制が整ってきている。今後とも職員確保をはじめ、経営課題改善に向けた取組が望まれる。	
II-2 人材の確保・育成		
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
判断基準	a 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
コメント	園では基本理念とする「子どもたち一人一人の人権と主体性を尊重する保育」を実践するために、時間帯に応じて見守る職員を多めに配置して対応している。その為にも職員の確保と育成が大きな課題となっており、合同説明会への参加やハローワーク、保育士養成の専門学校、短期大学等に求人を依頼している。引き続き保育園として更なる人材確保に向けた取組が望まれる。	
15	総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a 総合的な人事管理を実施している。	
	b 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c 総合的な人事管理を実施していない。	
コメント	法人の理念・基本方針に基づき「保育園与那原ベアーズの職員の理想像」が文章化され、採用、異動、昇給等の人事基準については就業規則や給与規程に記載されている。法人には独自の自己評価表があり、職員が記入したシートを園で取りまとめて法人に提出し、それをもとに人事考課を受けているとのことである。今後は「職員の理想像」や「人事基準」について職員への理解を深め、「保育園の自己評価」と併せて活用し、職員の意向や意見等を把握・分析するための仕組み作りが望まれる。	

評価項目		評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
判断基準	a 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
コメント	園では、職員の意見や要望を取り入れて職員が働きやすいように就業状況に配慮しており、急な場合でも年休が早く取れるよう職員全体でフォローする体制が出来ている。園長が年1回定期的に職員と面談して一人ひとりの意向を確認している。又、年1回法人から保育アドバイザーが派遣されており、職員の相談に応じる仕組みが整備されている。人材の確保・定着については、継続的に園の魅力を発信する等の取組が期待される。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
判断基準	a 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
コメント	組織として「職員の理想像」は文章化されており、園長は年末に職員との個人面談を行っている。今後は、職員の目標管理について、具体的に目標項目、目標水準、目標期限を記入できるシートを作成し、職員が設定した目標について、年2回は園長との面談を通して目標管理が行われるような取組が望まれる。	
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判断基準	a 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
コメント	園では研修規程にもとづき、年間の研修計画書を作成している。昨年度はコロナ禍と職員配置が厳しいこともあって外部研修が少ない状況であったが、キャリアアップ研修についてはオンラインで受講できたこともあり、計画的に研修を受講することができ、報告書も整理できている。法人全体の研修会が年2回開催されており、昨年度は理事長による虐待や保育環境についての研修が実施された。その他、外部講師による絵本の研修も開催されている。今後は園内研修の充実を図り、定期的に研修計画の評価と見直しをする仕組み作りが望まれる。	

評価項目		評価結果
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
判断基準	a 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
コメント	園長は、職員一人ひとりの専門資格の取得状況を把握しており、職員が外部研修に参加できるよう階層別に研修計画を立案している。園では保育士の平均年齢が38歳で経験の浅い職員はいないこともあって個別的なOJTは行われていない。研修の報告書は法人本部と事業所で管理されており、今後は、一人ひとりの研修成果の評価・分析を行い、次の研修へ反映出来るような取り組みが期待される。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
判断基準	a 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
コメント	実習生受け入れについては、マニュアルの整備を踏まえて受け入れ体制が整備されている。昨年度はコロナ禍のため実習生の受け入れができなかったが、以前には4名の実習生を受け入れた実績がある。園では、実習指導者に対する研修を実施できていないとのことであり、今後は実習生を受け入れる際に、実習指導を担当する職員に対する研修の実施が望まれる。	
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
判断基準	a 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
コメント	法人や園の理念・基本方針、予算、決算等に関する情報は、ホームページ、パンフレット、園だより等を活用して公開している。苦情については公表が十分ではない部分があり、今後の改善が望まれる。又、事業計画や事業報告についても公開することが望まれる。地域に向けては近くの公民館等にパンフレットを置いて貰い、理念や基本方針、園の活動等を理解して貰う取組が期待される。	

評価項目		評価結果
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
判断基準	a 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
コメント	<p>保育園における事務、経理、職務分掌と権限・責任は運営規程や経理規程、就業規則等に記載されている。毎年監事による監査で経理や取引等について確認し、決算書が法人のホームページで公開されている。法人本部が県外なので、委託している税理士や社労士から直接アドバイスを受ける機会がなく、理事長と相談しながら適正な経営・運営に向けて取り組んでいる。事業計画や実績、決算の状況を職員にも十分に周知し、法人への理解を深める工夫が望まれる。</p>	
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
判断基準	a 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
コメント	<p>地域との関わりについては、しおりや事業計画において簡潔に記載されている。以前は与那原町や地域の自治会からの働きかけにより、こいのぼり掲揚式やこども道ジュネーなどの行事、地震津波防災訓練に参加していたが、コロナ禍によって開催されていない。地域の社会資源とつながりつつ、その交流を踏まえた子どもや保護者等への情報提供などが活性化することを期待したい。</p>	
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
判断基準	a ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
コメント	<p>ボランティア受入れや地域の学校教育等への協力についての基本姿勢などを示すマニュアルは整備されている。過去には守秘義務等の誓約書を提出した上で、インターンシップとして小学生を受け入れたことがある。今後は、職員間でのマニュアルの周知・見直し等を図りつつ、ボランティア等の更なる積極的な受け入れが望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
判断基準	a	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
	b	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
	c	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
コメント	地域の社会資源については、適切に作成された資料に基づいて職員間で情報の共有がなされている。開園以降の実践の積み重ねにおいて、地域の課題を共有し、虐待対応をはじめ、行政や学校、地域の自治会など既存の社会資源と必要なネットワークを形成してきている。今後は、定期的な連携体制の構築が望まれる。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
コメント	園長を中心に、行政や地域の自治会などと交流を図ることで、地域の具体的な福祉ニーズの把握に務めている。今後、職員体制が充実することによって、保育園の持つ機能を広く地域に還元できる状況を整えられることが望まれる。	
27	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
コメント	行政や自治会など、多様な機関等との連携を踏まえて、こいのぼり掲揚式やこども道ジュネーなどの地域の行事に参加し、地域コミュニティーの活性化に貢献している。また、地域の防災対策としても合同の避難訓練に参加したり、災害用の備蓄の対応などを行っている。今後も引き続き地域のニーズを把握し、社会福祉事業にとどまらない地域貢献活動についても他機関や地域住民との連携のもとに計画的に展開することが望まれる。	

評価項目		評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
判断基準	a 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	
	b 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。	
コメント	子どもの主体性を尊重した保育については、法人全体の共通理念としてしおり等にも明示しつつ、定期的に文書で周知することにより、職員や保護者との共通確認のもと、保育園の方針として十分に理解を得た上で取り組まれている。具体的には虐待対応や特別支援、食事の配慮など個別保育の必要性等については特に共有されている。子どもの意見が取り入れられて実際の保育に活かされる場面も多い。	
29	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	b
判断基準	a 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。	
	b 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。	
	c 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
コメント	日常の保育活動におけるプライバシー保護については、排泄や着替え時におけるカーテン設置など、環境面で適切に対応できている。また、子どもの写真の取り扱いなどについて入園時に保護者から聞き取りや書面で確認しており、個人情報保護に関する取り組みが周知されている。今後は、プライバシー保護全般について具体的に規程やマニュアル等を整備し、それに基づいた職員研修を実施できる体制を整備することが望まれる。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
判断基準	a 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。	
コメント	しおり、パンフレット、ホームページ等で保育理念や基本方針、保育目標などを適切に示しており、わかりやすく資料が作成されている。保育園の利用希望者に対しても、園長が中心となって個別に丁寧な説明を実施している。今後は、保育園の特性を紹介した資料を公共施設などに配置することによって、広く地域の人々に周知されるような工夫が期待される。	

評価項目		評価結果
31	保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	b
判断基準	a 保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b 保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c 保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
コメント	しおりや重要事項説明書などにおいて保育サービスの情報をわかりやすく記しており、保育の開始・変更においては口頭及び書面を踏まえて説明、記録されている。今後は、特に配慮が必要な保護者に対する説明について、ルール化した上での対応が望まれる。	
32	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。	
	b 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。	
コメント	保育園等の変更にあって、利用終了後の相談体制(担当者や窓口など)は園長を中心に整備されている。保育の継続性に配慮した手順や引継ぎ文書などは行政機関を介してなされており、保育園としての利用終了後の対応に係る文書の提供などの整備が望まれる。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
コメント	日々の保育や年度末に実施する保護者対象のアンケートによって、子どもや保護者についてのニーズを把握する試みがなされており、個別の対応を通してその都度、利用者満足の上昇に向けた取組がなされている。今後は、職員等が保護者会に出席するような組織的な対応や得られたアンケート結果の分析・検討などの活用について、さらなる取組が望まれる。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
	b	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。
コメント	苦情解決の体制が整備されており、その仕組みについて保護者等が理解しやすいように、しおりや重要事項説明書などの資料配付や掲示物などを通して、適切に周知できる体制を整備している。受け付けた苦情についての当該保護者に対するフィードバックや解決結果の迅速な公表が十分になされていないケースもあり、今後は、確実に対応していくことが望まれる。	
35	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
コメント	日々の保育において園長や担任が必要時には相談に応じており、意見箱の設置や掲示物などを通して保護者が相談しやすい環境を整えている。相談を目的とした専用のスペースは十分に確保できていないが、限られた時間帯の空いている保育室などを活用することにより、物理的な制約に対して工夫した取り組みがなされている。今後は、保護者が相談したり意見を述べることについて、相手を自由に選べたり、複数の方法があることについて具体的に書面で周知することが望まれる。	
36	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。
コメント	日々の保育の提供において、保護者からの個別の相談や意見を把握するとともに、意見箱の設置やアンケートの実施なども併せて行われている。実際に保護者の意見を取り入れて行事を見直すなど、保育を改善してきた実績がある。今後は、定期的にマニュアル等の見直しを行い、日常的に迅速に取り組む体制を整えることが望まれる。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
コメント	事故発生後の対応やインシデントの報告など、職員間での情報を蓄積することで改善策や再発防止策の検討に取り組んでおり、「事故防止マニュアル」や「安全管理マニュアル」を作成するなかでリスクマネジメントについての責任体制が示されている。今後は、安全確保についての検証や定期的な見直しなどに取り組むことが望ましい。	
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
	c	感染症の予防策が講じられていない。
コメント	感染症の予防と対応マニュアルは整備されており、園長を中心とした責任体制が明確に示されている。また、看護師資格を有する職員を中心にマニュアルの見直しにも取り組んでいる。資料配布や掲示物を通して保護者や職員間での情報共有がなされ、具体的な保育活動にも適切に反映されている。職員間での情報共有には努めているものの、定期的な勉強会の開催までには至っておらず、今後の取組みが期待される。	
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
コメント	園内における災害時の対応体制や、子どもや保護者に対する安否確認の方法が適切に整備されている。各種の災害に応じて立地条件などの環境面の把握がなされ、避難ルートの確保や定期的な避難訓練についても適切に取り組まれており、災害に対応した備蓄も定期的なリストのチェックや管理がなされている。年1回、11月に開催される町内合同での避難訓練では、行政や地域住民とも協働した取組みが有効に機能している。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	保育について標準的な実施方法が文書化され、保育が提供されている。	b
判断基準	a	保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
	b	保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育が実施が十分ではない。
	c	保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
コメント	保育についての標準的な実施方法は「保育士業務マニュアル」として文書化することで職員間で共有されており、子どもの尊重や権利擁護などに関わる姿勢が明示されている。職員同士で標準的な実施方法についてのチェックに取り組んでいるが、チェックリストの活用など、具体的な指標なども用いることにより、より安定した仕組みの構築が望まれる。	
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
コメント	保育についての標準的な実施方法の検証・見直しについては、日々の保育において指導計画を踏まえて職員間で適宜議論がなされている。今後は、標準的な実施方法の検証・見直しの時期や方法などを定めて実施することが望まれる。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
コメント	全体的な計画に基づく指導計画の作成は、園長及び各クラス担任など、明確な責任体制のもとで作成されている。児童票及び発達経過記録の作成の際には子どもや保護者の具体的なニーズの聞き取りが試みられており、特別支援などのケースでは必要に応じて保育園以外の関係者の参画も見られる。今後は、計画作成において保育園以外の関係者の参画をさらに幅広く取り入れることを期待したい。	

評価項目		評価結果
43	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
コメント	各クラスの保育状況については、毎月文書化し職員会議、カリキュラム会議にて共有されており、年間を4期に分けて個々の子どもに応じて指導計画の見直しを図っている。今後は、保育の質の向上に関わる課題等を明確にしたり、緊急的な変更に対応した体制を整備することが望まれる。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
判断基準	a 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。	
コメント	個々の子どもの指導計画書(児童票、発達経過記録、月案等)は定期的な記録として残されており、特に食事や保健に関しては周知表などでこまめに情報共有がなされている。今後は、記録内容や書き方などを統一するためにも、記録要領などの工夫を試みたり、ICT化された記録のあり方などについても検討・整備することが期待される。	
45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
コメント	個人情報保護については、規程や責任体制について明確に整備されており、記録の保管などについても施錠等、適切に管理されている。個人情報について、保護者に対しては「個人情報利用に関する同意書」の提出の際に、単なる個人情報だけでなく、個人が撮影された写真の活用なども含めて、具体的に詳しく説明がなされている。職員に対しても入職時に誓約書の提出がなされており、それに基づいた対応が遵守されている。	

		評価項目	評価結果
内容	A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の保育		
	A-1-(1) 子どもの権利擁護		
46	A①	子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	C
	判断基準	a	子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。
		b	—
		c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。
コメント	子どもの権利擁護に関する取組においては、保育士が一人ひとりの子どもの思いを十分に引き出し、寄り添うことで信頼関係を築いていく保育を行っている。子どもの権利侵害の防止と早期発見のために、登園の際の視診や保護者とのコミュニケーションを図る取組を行っている。今後は、職員間で子どもの権利擁護について具体的に検討する園内研修等を定期的に行い、全職員に周知徹底していけるように期待したい。		
内容	A-2 保育内容		
	A-2-(1) 全体的な計画の作成		
47	A②	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
	判断基準	a	全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成している。
		b	全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成しているが、十分ではない。
		c	全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成していない。
コメント	全体的な計画は、保育方針である、「一人一人の子どもの気持ちを十分に受け止め、愛情行動や信頼関係を強めながら、月齢、発育段階に応じた人や物への関心が広まるようにする」ことを基本に、園長を中心に保育者が定期的に行う保育計画を振り返り、参画することによって次年度計画の策定を行っている。保護者には、入園説明会や個別面談などで説明している。		
A-2-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
48	A③	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
	判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
		b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
		c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
コメント	子どもが心地よく過ごすことができるよう生活環境を整え、保育室は温度、湿度、換気など適切な状態を保持し管理されている。手洗い場やトイレは、明るく清潔で子どもが使いやすいように工夫されている。午睡用のマットは法人独自の試行錯誤により開発された、安全面・衛生面に配慮されたマットレスを使用し、保護者の負担が軽減できるようにと全園児の人数分を準備している。		

		評価項目	評価結果
49	A④	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
	判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
		b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
		c	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
コメント	子ども一人ひとりを受容する為に、保護者より入園前の健康面や成育歴を個別面談で情報収集し、一人ひとりの個人差を把握している。子どもの状態を保育者間で共通理解する為に視診簿や周知表を利用しその子にあった声かけを行っている。子どもがゆったりとした時間を過ごせるように、せかしたり、制止する声かけを行わず、園の保育方針に沿ってその子の思いを十分引き出し寄り添うことで信頼関係を築く保育を行っている。		
50	A⑤	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	判断基準	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
		b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分でない。
		c	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
コメント	子どもが基本的な習慣を身につけることができる環境、援助として子どもが自らやろうとする気持ちを育み、無理強いすることなく子ども一人ひとりの発達に合わせて身につけられるように取り組んでいる。家庭との連携を密にし、園独自の連絡ノートを使用して子どもの健康状態や基本的な生活習慣の獲得に取り組んでいる。トイレトレーニングにおいても一斉にトイレへ誘導するのではなく、一人ひとりの子どもにあった時間に配慮し便座で排泄する経験を繰り返し行い、その子に合ったタイミングを大切にしている。衣類の着脱においても、急がせることなくその子の適切な時期に援助するように取り組んでいる。自分で出来た達成感を味わえるように援助し、その様子を保護者に送迎の時などに伝えている。		
51	A⑥	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
	判断基準	a	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
		b	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
		c	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開していない。
コメント	子どもが自主的に遊べるよう興味や関心が持てる玩具をいつでも手に届く棚に置いている。棚は園独自に工夫をして両面棚になっている。子どもが同じ棚に集まっても両サイドに分かれて好きな玩具を見つけられるよう安全面に配慮されている。子どもの様々な表現活動が自由に体験できるよう幼児クラスでは廃材を利用して製作活動を楽しめるように取り組んでいる。園庭では昆虫観察をしながら身近な自然に触れ合うことを楽しんでいる。社会的ルールを身につけるため散歩の経験を増やし地域の方に挨拶したり、公園では別の保育園の園児たちと遊具を使って仲良く遊ぶなどの交流に取り組んでいる。		

		評価項目	評価結果
52	A⑦	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	乳児期は、疾病への抵抗力の弱さや心身の機能の未熟さなどに配慮し、一人ひとりの子どもの発達や健康状態の変化を気づかい、保護者と日々の変化について共通理解を深める為連絡ノートを通して連携を取っている。保育者手作りの玩具を準備し、子どもの発達に応じて興味や関心を持つことができるように遊びへの配慮がされている。		
53	A⑧	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	3歳児未満の保育では、自我の芽生えや興味が増えてくることから一人ひとりの子どもの状態に応じて、落ち着いた雰囲気の中で基本的な生活が徐々に身につくよう見守る保育を行っている。保育者は、園庭で虫を探す探索活動やごっこ遊びなどへ子どもが自発的に活動できるように見守っている。運動能力が高まり走ったり、登ったりする遊びが増えてくることから、転倒、打撲、落下のリスクも増える時期なので、ヒヤリハットなどの危険因子を職員間で共通理解し、子どもの意欲を制止することなく注意しながら見守る保育を行っている。遊びの中でケガやひっかき傷が生じた時は、保護者に園での様子を、謝罪を含めしっかりと伝え、子どもの成長を家庭と連携できるよう信頼関係を構築している。		
54	A⑨	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるような適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	幼児クラスでは、異年齢活動を頻繁に行っている。各クラスをオープンにし、遊びたいお部屋で遊べるように取り組んでいる。遊びでは、自分で考え、自分で決めて、自分で行動する、ということを念頭におき保育者は子どもの活動を干渉せず、トラブルや喧嘩が起きても子どもの考えを尊重しながら相手の気持ちも理解できるように経験を増やしていくことを大切にしている。友達と協力して一つの事をやり遂げる活動では、お店屋さんごっこや水族館ごっこなどで色々な商品を作り、お店をオープンしてお客さんを招く活動等でやり遂げる喜びや自信に繋がるように工夫している。水族館ごっこでは、壁を大型の水槽に見立て、感じたこと、思ったことを自由に表現できるよう環境に配慮している。		

		評価項目	評価結果
55	A⑩	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮していない。
コメント	障がいのある子どもが安心して生活できるように、個別面談や送迎の際に保護者に園での生活の様子を伝え、気になることなどについて共通理解に取り組んでいる。町指定の個別の指導計画書を作成し子どもの特性に応じた指導・援助に取り組んでいる。園の方針として障がいを個性だと捉え、行事なども一緒に参加することで子ども達に優しい心を育む経験になるように取り組んでいる。		
56	A⑪	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
コメント	長時間にわたる保育を利用する子どもの為に、延長保育では、ゆったりとした保育に取り組んでいる。膝にだっこしたり、家庭的な雰囲気過ごせるように配慮している。延長保育室では、年齢の違う子どもと一緒に過ごせるよう異年齢保育に取り組んでいる。担当保育者は保護者へ伝えたいことを視診簿に記入し、他の保育者が伝えられるように申し送りしている。保育時間の長い子どもには、夕方のおやつとしておにぎりが準備され喜ばれている。		
57	A⑫	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
	判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
		b	小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
		c	小学校との連携、就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
コメント	小学校との連携においては、全体的な計画及び5歳児の年間計画の中で小学校への興味や関心など期待が持てる保育を計画している。近隣の小学校のお招き会や運動会に参加するなど交流が図られている。園長の責任のもとに、保育所保育要録を作成し就学する小学校へ提出している。昨年度よりコロナ禍の為にこれまで取り組まれていた小学校教員との意見交換会が中断されている。保護者には小学校以降の生活が見通せる説明を個別面談等で行っている。今後は、園での生活が小学校以降の生活につながっていることを保護者にも伝えやすいように計画表(アプローチカリキュラム等)を作成し、円滑な接続へとつなげる取組に期待したい。		

		評価項目	評価結果
58	A⑬	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
	判断基準	a 子どもの健康管理を適切に行っている。	
		b 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
		c 子どもの健康管理を適切に行っていない。	
	コメント	<p>子どもの健康管理においては、ガイドラインに沿って保健計画が作成されており、子どもの健康管理を行っている。保護者より子どもの健康について予防接種や既往症の情報を収集し、共有できるように連絡ノートに記載するなど工夫している。保護者には入園前に乳幼児突然死症候群(SIDS)について丁寧に説明している。子どもの寝具は特注したマットレスを用意している。SIDSチェックを0歳児は5分、1、2歳児は10分間隔に行っている。園で行う内科検診では、一人ひとりの成長曲線を確認しながら健康状態に配慮している。子どもの体調変化・ケガ等については保護者に伝えるとともに、経過が確認出来るように記録を整理している。</p>	
A-1-(3) 健康管理			
59	A⑭	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
	判断基準	a 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	
		b 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。	
		c 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。	
	コメント	<p>委託医による健康診断・歯科検診は年2回行っている。検診の結果を保護者に個別に通知し、治療が必要な保護者には通院を促している。診断結果の記録は担任が把握できるように看護師は児童票に記録し共有している。又、絵本や紙芝居を活用して子ども自身が自分の身体や健康について関心が持てるような保育に取り組んでいる。</p>	
60	A⑮	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
	判断基準	a アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	
		b アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。	
		c アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	
	コメント	<p>食物アレルギーのある子については「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」や、医師より指示を受けた生活管理表をもとに、除去食の内容を保護者と確認しながら給食を提供している。誤食を避けるためテーブル配置にも気を配り、栄養士と連携して一人分のメニューをトレーに入れて配膳し、食物アレルギーのある子どもにも専用の容器におかわりが準備されている。又、外遊びの際は、アレルギーのある子どもを含めて、全保護者にハーブの虫よけスプレーの使用を選択できるようにするなど園での生活全般で配慮をしている。</p>	

評価項目		評価結果
A-2-(4) 食事		
61	A⑯ 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
判断基準	a 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	
	b 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
	c 食事を楽しむことができるよう工夫をしていない。	
コメント	園では「食事は楽しく、好きな物から食べさせる」という方針のもと、子ども一人ひとりに応じた対応をしている。保育士は、子どもが食べたくないものを無理に勧める声掛けは行わず、おかわりも自由にできるので、食事を楽しめる環境になっている。子ども一人ひとりの食事状況について担任と保護者と連携を図り、食育計画を作成している。また、子どもが食に関する豊かな経験が出来るように、各クラスでプランターに野菜を栽培し、生長を楽しみに育てている。子どもの食生活や食育に関する取り組みについては、保護者にも給食日より配信している。	
62	A⑰ 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
判断基準	a 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	
	b 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
	c 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	
コメント	子どもがおいしく安心して食べられる食事を提供する為に、給食会議を月に1回行い、栄養士、保育者と子ども一人ひとりの情報を共有し改善できるように取り組んでいる。その日の子どもの体調に合わせて調理の工夫をしている。子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握する為に残食調査の記録をもとに、献立や調理の工夫をしている。季節感のある果物を取り入れ、行事食には子どもが好むメニューを取り入れている。又、離乳食の担任は、一人ひとり個別に丁寧に援助する取り組みを行っている。	
A-3 子育て支援		
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
63	A⑱ 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
判断基準	a 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	
	b 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
	c 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	
コメント	家庭と連携を取るために連絡ノートや朝夕の送迎の際に保護者と情報交換を行っている。連絡ノートは、0歳児用、1、2歳児用、幼児クラスと年齢に応じた仕様になっている。子どもの活動の姿などを写真で掲示し、日々の保育の内容や活動の様子を伝えるように取り組んでいる。個別面談やクラス懇談会で保護者の意見や悩みなどを直接聞き取る機会を多く持つように工夫している。	

評価項目		評価結果
A-3-(2) 保護者等の支援		
64	A ⑲	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 a
	判断基準	a 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
		b 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
		c 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
	コメント	保護者が安心して子育てができるように、就労時間や用事等で延長保育が利用できるように取り組んでいる。おやつとしておにぎりを提供していて、保護者から子どもの空腹に対応してもらい助かると好評のようである。保護者とは日々の送迎の際に情報を収集し、相談があった場合はすぐ対応できるように応じている。相談内容を周知簿に添付し職員間で共有している。保育士が保護者より相談を受けた内容について園長からアドバイスを受ける体制が整えられている。
65	A ⑳	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 a
	判断基準	a 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
		b 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
		c 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
	コメント	保育者は、朝夕の送迎時に保護者との会話や子どもの雰囲気、視診等から、不適切な養育(虐待)の可能性を感じた場合には、主任、園長へ報告し、緊急会議を行い事実確認後、児童相談所及び関係機関と連携を図る体制を整えている。昨年度は、子どもの権利条約・虐待防止などについて、理事長より研修を受け、積極的に虐待の予防に取り組んでいる。不適切な養育(虐待)の可能性を感じた場合には、保護者との子育て相談の場を設け話し合いや困りごとについて聞き取りを行う体制も整えている。
A-4 保育の質の向上		
A-4-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
66	A ㉑	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 b
	判断基準	a 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
		b 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
		c 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
	コメント	毎月の職員会議で保育実践の振り返りを行っている。保育者は毎年階層毎に規律性や責任性、強調性等について自己評価を行い、法人に提出している。今後は、保育園や保育者個人の自己評価が、さらに保育者の保育実践や専門性の向上心を高め、保育園全体の質の向上につながるような取り組みが期待される。